

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	万石地区 (万石集落、実質化された人・農地プラン:万石堤外地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

万石地区は大きく堤外、堤内に分けられる。それぞれの現状として、以下の事項があげられる。
万石堤外地区は稲作と畑作を中心とした農業形態であるが、土地改良事業を実施したことがないため1区画あたりの面積が小さく生産効率が悪い。
現在、営農活動を行う農業者は11名いるが、今後高齢化等により離農をする人が増加し担い手不足が懸念される。
万石堤内地区は、宅地化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】
農業者11名

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の分散錯圃や耕作放棄地の解消により農業の生産性を上げることで、将来の担い手が農業生産を担う農業構造の確立を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

【堤外】
地域計画に賛同した地権者の農地全て。

【堤内】
営農地として維持していくと意向があった区域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図るとともに、今後基盤整備事業等を活用して農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける者への集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区では、基盤整備準備委員会を設立済みであり、本委員会を中心に基盤整備事業等の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図り、次世代に農業が継承ができるよう農業基盤の確立に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①水稲、根菜類を中心に鳥類はカモ、スズメ、ヒヨドリ、獣類はイノシシ、アライグマ、ハクビシンが原因の農作物被害が発生しているため、被害防除対策を検討する。
 ②有機農業に取り組んでいる耕作者がいるため、有機農業関係の補助事業等の活用も検討していく。
 ③GPS機能を活用したスマート農業に取り組んでいる農業者もいるが、今後もスマート農業関連の補助事業等の活用を検討していく。
 ⑩地域計画内の農地を追加、除外等の軽微な変更をする際は、1月に開催される初会、または5月の区総会開催前に区長に申し出を行い、区長はその内容を各会議内で報告し、協議することとする。